

下関市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49に規定する保健福祉事業として、聴力機能の低下に伴い家族や友人等周囲との円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対し、下関市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、難聴が認知症の危険因子とされている観点から、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、コミュニケーションの手段を確保するとともに、聴力低下による引きこもりを防ぎ、もって高齢者の社会参加を支援し、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす65歳以上の者とする。

- (1) 下関市内に住所を有していること。
- (2) 住民税が非課税の者であること。
- (3) 会話音域の平均聴力レベルが中等度難聴の者で、耳鼻いんこう科を標榜する医療機関の医師が補聴器の使用が必要と認めるものであること。
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (5) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、この要綱による助成金の交付を最後に受けた日から5年を経過しているときは、この限りでない。

2 前項第2号に定める住民税が非課税であることの判断は、第5条の規定による申請書を受理した日を基準日として、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日が4月1日から6月30日までのとき 前年度の住民税課税状況に

よる。

(2) 基準日が 7 月 1 日から 3 月 31 日までのとき 当該年度の住民税課税状況による。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1に規定する補聴器（補聴器の使用に必要不可欠な附属品を含む。以下「補聴器」という。）の購入に要する費用とする。

2 助成金の額は、助成対象費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内とし、30,000円を上限とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下関市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 高齢者補聴器購入費助成に係る医師意見書（様式第2号。作成日より 3 月以内のものに限る。）

(2) 補聴器を販売する事業者が作成した見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定し、その旨を下関市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査により助成金の交付が適当でないと認めるときは、助成金を交付しない旨を下関市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(交付の条件)

第 7 条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助

成金の交付の決定に条件を付することができる。

(補聴器の購入)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた後速やかに、補聴器販売事業者から助成金の交付の対象となる補聴器を購入するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、第6条第1項の規定による交付決定通知を受けた後に助成金の交付申請を取り下げようとするときは、下関市高齢者補聴器購入費助成金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出し、当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更申請等)

第10条 交付決定者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、下関市高齢者補聴器購入費助成金変更交付申請書（様式第6号）により、速やかに市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、助成金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更するときは、下関市高齢者補聴器購入費助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知する。

(購入報告)

第11条 交付決定者は、助成金の交付の対象となる補聴器を購入したときは、当該補聴器を購入した日から起算して90日を経過する日又は第6条第1項の規定による交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補聴器購入報告書（様式第8号）に、助成対象費用の支払を証する書類の写しを添付して、市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適當であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、下関市高齢者補聴器購入費助成金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知する。

（助成金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、下関市高齢者補聴器購入費助成金交付請求書（様式第10号）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適當であると認めるときは、助成金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が助成金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第11条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。

（質問等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補聴器の購入上必要な指示をし、又は助成金の交付に関する書類（市長が別に指示する書類を含む。）について検査をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 28 日から施行する。